

**「（仮称）新阿蘇にしはらウインドファーム環境影響評価準備書」  
に関する熊本県環境影響評価審査会意見**

標記準備書の内容を環境保全の専門的見地から審査した結果、環境影響評価書の作成及び事業の実施に当たっては、以下の事項に十分配慮する必要がある。

**[水環境]**

- (1) 送電線の埋設工事の実施にあたっては、雨季や大出水の時期を避けるなど、濁水の発生を抑制する対策を講じること。

**[動物・植物]**

- (1) 風力発電機の設置基数が 10 基から 4 基に減少するが、新設風力発電機の回転域の面積の合計は既設風力発電機よりも増えており、鳥類やコウモリ類の衝突の可能性が懸念される。

このため、バードストライク等の環境保全措置の検討にあたっては、例えばレーダー技術や赤外線カメラの活用など、新たな対策や知見についての情報及び既存事業の情報を収集するとともに、供用開始前から導入が可能な対策についても検討を行い、導入が可能な場合は環境保全措置として講じること。また、供用中においても同様に対応すること。

- (2) 重要な植物であるキスミレ等の移植にあたっては、移植先での他の植物との競合による影響についても配慮するとともに、専門家の意見を聴いたうえで、慎重に実施すること。

**[景観]**

- (1) 風力発電機の設置基数が 10 基から 4 基に減少するが、1 基あたりが大型化するため、景観が異なる状況になると考えられる。

このため、事業の実施にあたっては風力発電機が大型化することについて、地域住民等へ十分に説明すること。

**[その他]**

- (1) 本事業については、熊本地震が発生する前から既設風力発電機が立地しているため、事業の実施にあたっては、対象事業実施区域及びその周辺における断層や亀裂体などの熊本地震による影響に関する情報を収集し、照らし合わせるなど、立地場所の安全性を確認すること。